

第 35 回接続委員会 議事概要

日時 平成 28 年 1 月 19 日 (火) 15 : 00 ~ 16 : 10
場所 総務省 10 階 第 1 会議室
参加者 接続委員会 相田主査、酒井主査代理、池田委員、佐藤委員、
関口委員、高橋委員、森川委員、山下委員
事務局 大橋電気通信事業部長、秋本事業政策課長、
(総務省) 竹村料金サービス課長、飯村事業政策課企画官、
内藤料金サービス課企画官、
柳迫料金サービス課課長補佐、
八代料金サービス課課長補佐

【議事要旨】

電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 26 号）の施行等に
伴う関係省令等の整備

- 総務省から資料説明が行われた後、報告書（案）について、調査・検討が行われた。
- その結果、報告書（案）のとおり、電気通信事業部会に報告することとなった。

【主な発言等】

佐藤委員：例えば、ある機能が開放を促進すべき機能として規定されることで何が変わるのか。例えば、大体 3 ヶ月とか半年とかで開放されるといった何らかの結論が出てくるものなのか。

事務局：民間事業者間で行われている協議について、なかなか期限を設けると言ったことは困難であるが、これまでの協議が長期間化する中で、技術的可能性や経済的負担などについて、論点を明確にし、集中的に協議を行っていただくべく設定するものである。

佐藤委員：協議をした結果、何らかの形で次に進む場合は個社間でそのまま協定ができるのか。それともアンバンドル機能として省令化されるのか。

事務局：個社間で個別に卸などの形で要望された機能が実現されるということはあると考える。また、接続による提供も、技術的に可能である点や過度な経済的負担がない点が満たされていることが確認された場合には、アンバンドル化されることとなる。逆に、協議の結果、その 2 点が満たされないことが確認できた場合にはアンバンドルはなされないという結論もあり得る。

佐藤委員：協議が決裂した場合はどうするのか。協議の結果、機能の提供を要

望する方とその要望を受ける方で、その2点に関して言い分が異なる場合も出てくるのではないか。両者ともにその2点を満たさないと意見が一致すればよいが、一致しない場合は、どのようになるのか。

事務局：制度的には、接続事業者から申立てがあった場合には、協議再開命令、また、裁定申請があった場合には、裁定へと進むという手段が用意されているもの。このような制度的な手段を背景としつつ、事業者間の協議を促進するといった観点から、開放を促進すべき機能の設定を行う次第。

相田主査：二種指定事業者は現在複数者存在するが、検討した結果、ある1者はアンバンドル要件を満たすが、他の者は満たさないこととなった場合にはどうなるのか。

事務局：基本的には全ての者がアンバンドル要件を満たす場合にアンバンドル義務を課すということが原則であると思うが、1者だけアンバンドル要件を満たし、他者がアンバンドル要件を満たさないといったことが確定的な場合には、当該1者のみにアンバンドル義務を課すといったケースもあり得ると考えている。

山下委員：技術的可能性については、ある程度は協議において両当事者にとっても判断可能かもしれない。他方で、莫大な投資が必要といった二種事業者にとっての経済的負担性については、ネットワークに関する情報の非対称性の存在により、二種指定事業者にとっては判断可能かもしれないが、MVNO側ではなかなか立証することが難しいのではないか。そういった場合に、行政側が間に入って判断を下す仕組みはあるのか。

事務局：まず、MVNOの要望が漠然としていると、二種指定事業者はそれらの要望をフルスペックで実現した場合の見積りを出してしまいがちであるので、MVNOが求める機能を協議で明らかにした上で、最小限の機能開発をしていただくことが前提となる。行政が開発費についていくらが適正かといったことを指し示すことはなかなか困難であるが、例えば、複数の二種指定事業者間における開発費を比較することで、相対的に高いか低いかの比較は可能となるものと考えられる。

山下委員：協議の結果というのは、公表されることとなるのか。

事務局：事業者によっては、事業者間協議を開始したというような自主的なプレスリリースをしている者もあるが、基本的に事業者間協議は個別のやりとりということになるので、その全てが世の中に対して公表されることとなるものではない。

山下委員：結果が公表されないとすると、相対的に高いか低いかといった比較を総務省の方で行うことはできないのではないか。

事務局：公表ベースの情報から比較を行うことはできないが、各事業者間での

協議が行われる際には、両協議当事者が総務省に対して相談に来ることもあるため、そういった営みを通じて、情報を把握する手段もあると考えている。
相田主査：最終的に技術可能性や過度な経済的負担といった要件への該当性を判断する主体は誰か。

事務局：総務省である。

酒井主査代理：「過度な経済的負担」とあるが、発生したコスト全てを接続事業者から回収することとすれば、二種指定事業者にとっては、経済的負担は生じないものとも考えられるが如何。

事務局：御指摘のとおり、網改造料を全て接続事業者から回収できれば経済的負担はないという考え方も可能であるが、それが多大な額であった場合には、回収漏れのリスクも発生し得ることとなる。多大な開発費を投じて開発を行ったとしても、コストが適切に回収できない可能性が高いとすると、二種指定事業者には潜在的には経済的な負担が生じると考えられる。

関口委員：開放を希望する側がどれだけの需要を想定するか次第であると思う。アンバンドルしたが使われず、網改造料も回収できなければ、全てMNOの負担となってしまう。需要の想定が協議が不調となれば、総務省が間に立って判断することとなるのだろうが、基本的には守秘協定を結んだ上で、事業者間で決めることと思う。

酒井主査代理：一種指定制度における指定事業者は、NTT東西しか存在していないが、二種指定制度における指定事業者は複数存在しているので、ある機能をアンバンドルしたとしても、接続料を最も安く設定している者に対して機能を利用する接続事業者が殺到することとなるので、回収漏れのリスクも生じるという問題もありそう。

佐藤委員：アンバンドル要件の文言は、一種指定制度のものと同じものを使っているのか。

事務局：御指摘のとおり文言自体は一種指定制度のものと同様であるが、一種と二種はボトルネック性の有無の違いもあるので、二種指定制度においては、設備投資やイノベーションに係るインセンティブに配慮する旨の留意点を置いているもの。

池田委員：「需要の立ち上げ期にあるサービスに係る機能を除き」という要件が削除されるが、元々この文言があったのは、設備投資やイノベーションに係るインセンティブに配慮する趣旨のものではなかったのか。また、設備投資やイノベーションに係るインセンティブに配慮する旨の留意点を記載する説明として、一種と二種の違いを述べられたが、一種指定制度であっても二種指定制度であっても、設備投資やイノベーションに係るインセンティブに配慮しなければならぬ点についてはどのように考えるか。

事務局：確かに当該要件があったのは、そういったインセンティブに配慮するといった考え方が根底にあったのは確かではあるものの、同要件が引き続き存在し続けることによって、需要の立ち上げ期にあるサービスでありさえすれば、その全てがアンバンドルの対象からは除外されてしまうことになってしまう。この点については、その要件のみで考えるのではなく、当該インセンティブを損なうかといった観点へとブレークダウンして判断を行うことが適当であると考えするため削除するものである。また、一種指定制度であっても当該インセンティブについて全く配慮しなくてもよいということではないが、その程度には差異があると考えている。

高橋委員：資料に記載のある「配意」とはどういったことか。

事務局：これは既存のガイドラインの文言を使っているものであり、考慮すると趣旨である。

山下委員：考慮したとして、この結果アンバンドル化を見送った場合にあっては、それは即ち「需要の立ち上げ期にあるサービス」であるから見送ることになるのではないか。当該サービスである場合以外に見送る理由はあるのか。

池田委員：私の理解では、「需要の立ち上げ期にあるサービス」にあるというような具体的な条件をアプライオリに判断するのではなく、個別的の事例ごとに当該インセンティブについての判断を行うためであると思うが如何。

事務局：然り。

森川委員：取りまとめ頂いた案でよろしいかと思う。やはりどうしても曖昧な部分は残ってしまわざるを得ない。設備競争からサービス競争へと移行している大きな流れの中でMVNOをどう振興すべきか、また、今度どういう事業構造やビジネスモデルが登場してくるのかは現段階では分からない。つまるところ、一番重要なのは総務省がしっかりとかじ取りをするということである。

相田主査：一部寄せられた意見について、原案を修正するところもあるが、報告書（案）の冒頭で言及する必要性はないか。

事務局：原案の修正はガイドラインに係るものであって、報告事項。委員会に諮問されたものについては、原案の修正はないため、報告書で言及する必要性はないと考える。

相田主査：了。本件については、報告書（案）のとおり、電気通信事業部会に報告することとしたい。

以上